

令和8年度稼ぐ海外展開モデル支援事業業務委託に係る企画提案

仕様書

1 委託業務名

令和8年度稼ぐ海外展開モデル支援事業業務委託(以下、「本委託」という。)

2 事業目的

コロナ禍以降の海外市場においては、新興市場の成長や既存市場の成熟化とともに、消費者の価値観やニーズの多様化が急速に進み、市場環境は加速度的に変化している。また、那覇空港における航空物流ネットワークの変化や輸送コストの上昇など、本県を取り巻く物流環境にも大きな変化が生じている。県内企業がこれらの環境変化に対応し、海外ビジネスを持続的に発展させるためには、企業の海外戦略をアップデートし、稼ぐ力の強化を図る必要がある。

本事業では、ハンズオンを中心としたソフト支援と補助金支援を組み合わせることによって、県内企業の海外で稼ぐ力の強化を推進し、事業終了後も海外ビジネスが持続的に発展することを目標とする。

なお、本公募においては、ハンズオン支援や補助金事務等にかかる受託事業者を募集・選定し、業務を委託するものである。

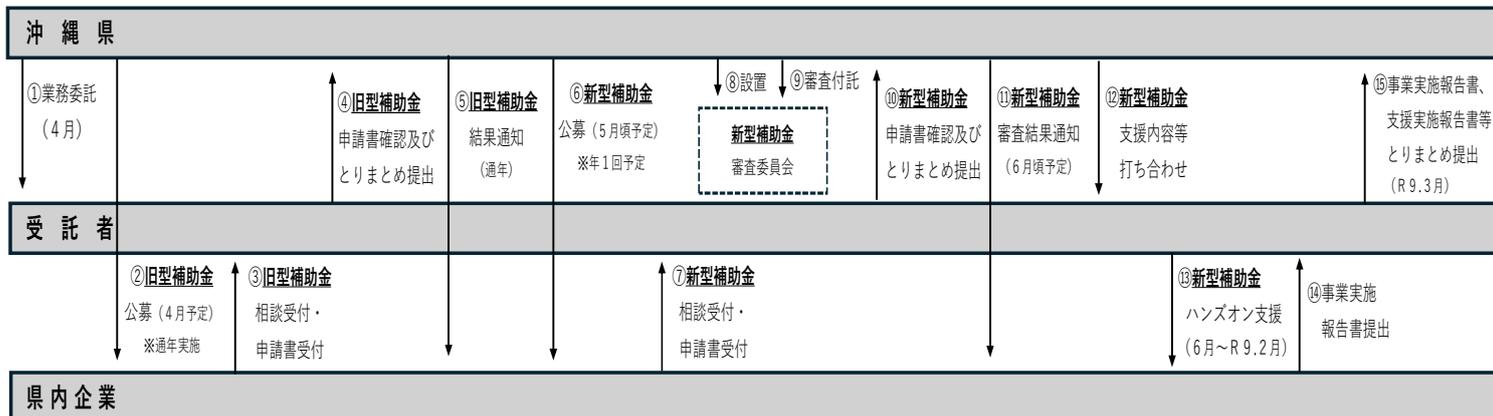
3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月17日(水)まで

4 委託予定額(上限)

41,525 千円(税込み)

5 事業スキーム(予定)



※状況等に応じ、上記以外の業務について県の判断により追加等を行う場合がある。

6 委託業務内容

事業受託者は、以下に掲げる業務等を行うものとする。また、業務実施にあたり、県内企業等に関する幅広い知識、支援経験、情報、人的ネットワークを有し、効果的に事業を実施することができる人員を配置すること。

(1) 補助金受付業務について

① 補助金制度の周知・公募

多くの県内企業が補助金への応募を検討する機会が得られるよう、効率的かつ効果的な方法により周知すること。また、補助金の公募にあたっても同様の対応とすること。

② 事前相談等への対応

業務受託者の有する知見やネットワークを生かし、補助金対象となる事業内容に係る県内企業からの事前相談等への対応を行うこと。

③ 申請書類の受付

補助金申請書類について、県が別途定める補助金公募要領の要件に合致するか、必要書類は整っているかなどを確認した上で、申請書類を受領し、これを取りまとめること。

④ 補助金審査

必要に応じて審査委員への謝金支払い等を行うこと。

⑤ 補助金の種類について

本事業においては、以下の2つの補助金が設定されており、申請受付等を効率的に処理すること。なお、補助金の交付要領(補助率・対象経費等)については、県において別途定めるものとする。

ア. 旧型補助金(最大で50件程度の申請を見込む、1件あたり450千円が補助上限額)

県内企業の海外展開を広く支援するため、現地での広告活動、販売促進、展示会への出展等の販売促進にかかる経費に対して、県が補助する。

(旧・沖縄国際物流ハブ活用推進事業の「海外販売促進支援」に相当する補助メニュー)

イ. 新型補助金(最大で10件程度の申請を見込む、1件あたり5,000千円が補助上限額)

県内企業の海外で稼ぐ力を強化するため、最大3年間に渡って補助金による支援と併せてハンズオン支援を行うことで、補助事業終了後も海外ビジネスが持続的に発展する海外展開モデルの構築を目標とする。企業の成長ステージ等に応じた段階的な支援を実施するため、補助事業者を公募し、選定審査委員会の審査を経て交付決定を行う。

<新型補助金で想定している段階的支援>

(1)戦略検討支援

- ・市場分析、展開戦略策定
- ・ターゲット国の規制、文化、競合分析を踏まえた中期的な輸出ロードマップ作成

(2)ブラッシュアップ支援

- ・現地ニーズや法規制等に対応した商品パッケージの改良指導
- ・FDA、HALAL など海外規格の取得支援
- ・テスト販売やフィードバックによる助言 等

(3)海外展開実務支援

- ・商談、展示会の実践指導、商談同行・通訳への支援
- ・貿易コンサルタント等による専門家活用支援

(4)定着支援、成果検証

- ・企業の継続的展開に向けた商工会や金融機関等との連携体制の形成支援
- ・企業の補助事業終了後もフォローアップと検証評価を実施

<旧型・新型補助金で想定している市場>

原則として、沖縄県経済グローバル展開推進委員会で戦略的重点市場とされた国・地域を対象とし、補助金及びハンズオンによる企業育成支援と自走化に向けたモデル構築に取り組む。

(対象国・地域)

台湾、中国、香港、韓国、シンガポール、タイ、ベトナム、マレーシア、フィリピン、北米、欧州、豪州、その他知事が認める国・地域

- ⑥ なお、新型補助金については、最大3年間の支援を可能としていることから、令和9年度の継続審査に向けた内容整理等を行うこと。なお、詳細については、別途県から指示を行う。

(2) ハンズオン支援等業務について ※最も重点的に実施する必要がある業務

上記(1)の「新型補助金」の交付決定を受けた県内企業(以下「補助企業」という)の海外展開事業を効果的に推進するため、以下の支援について実施すること。

① ハンズオン支援

ア. 補助企業における戦略策定やブラッシュアップなど効果的な海外展開事業が行えるよう支援する。また、効率的・効果的に企業活動を推進するため、経営知識・ノウハウの提供、提案・アドバイス、意思決定サポート等を具体的かつ実践的に取り組むこと。

- イ. 補助企業の事業計画にかかる成果目標の設定に対して指導・助言を行うとともに、設定にあたっては、継続審査及び補助事業終了後に、成果目標の達成状況等の定量的な検証が可能なものになるよう工夫すること。
- ウ. 補助企業の様々なニーズ等に対応できるよう、専門家を活用した支援など効果的な体制を想定すること。
- エ. 令和8年度の支援件数は、10件(1企業あたり1件が上限)を想定すること。
- オ. 想定している効果として、県内企業の成長ステージやニーズに応じた段階的な支援を行うことにより、補助事業の終了後も海外展開が持続可能なものになることを期待している。また、安定的な販路の確保や企業利益の獲得など稼ぐ力の強化による「海外事業の自走化(モデルの構築)」を目標としている。

② 補助金関連手続き等への支援

- ア. 県内企業の補助事業に要した経費の証憑書類の整理、その他補助対象経費に関する経理等について、補助事業者に適宜、確認・指導等を行い、県が補助事業者に対して実施する中間検査及び確定検査等を円滑に実施できるよう、日程調整や検査への同行を行うものとする。
- イ. 本委託業務の受託者は、県内企業の補助期間終了後速やかに、補助事業者に対して事業実施報告書及びその他関係書類の提出を促し、提出書類、補助金の額の事前確認を行い、不備等があれば修正、再提出を求めるとともに提出書類一式を完備しとりまとめた上で県に提出する。

(3) 周知業務、事業成果報告等について

① 周知・広報活動業務

有望な海外展開モデルの創出促進や PR のため、関係機関等での説明会やパブリシティを活用する等、本事業の周知・広報活動を展開すること。

② KPI 等について(事業効果、活動目標、実績報告)

補助金及びハンズオン支援の事業効果を検証するため、受託者は支援実施の効果について調査し、その内容分析を行う。また、本事業に関して活動目標の達成に努めるとともに、支援成果を報告書にまとめ、県へ提出すること。

ア. 事業効果

事業実施による効果測定のため、次の項目について調査・分析を行う。

- a. 事業実施による売上増額
- b. 事業実施による収益増額
- c. 事業継続(事業自走化)の可能性

イ. 活動目標

ハンズオン支援 10 件

ウ. 実績報告

ハンズオン支援を実施した補助事業ごとに検証と評価を行い、事業の実施方法・内容、目標達成状況及びその効果、全体考察等を報告書にまとめ、県に提出。

③ 業務遂行状況の報告について

業務の遂行状況や業務内容等に関する打ち合わせを原則として年4回程度実施する。

その他、必要に応じて随時報告の実施を求める場合がある。

(4) その他

本委託の実施のために必要な業務や効果的と判断される業務を企画提案のうえ、実施すること（自主企画提案）。なお、企画提案以外の内容について、必要に応じて県の判断により、その他支援を追加、又は支援内容の入れ替えを行う場合があること。

7 企画提案書について

本仕様書に記載された内容を踏まえ、作成すること。

8 事業成果品及び著作権について

(1) 本事業実績をまとめた報告書を成果品として、以下のものを冊子及び電子データにて作成すること。

- ・実績報告書 15 部
- ・概要版の実績報告書 15 部
- ・電子データ 一式

(2) 報告書については、県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。

- ア. 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSV ファイルも提出すること。（図・表等の集計前のデータを含む。）
- イ. PDF ファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。
- ウ. 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。
- エ. 成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。ただし、本業務委託にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用で処理すること。

9 再委託に関する制限について

(1)再委託の範囲

契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」)は、以下の業務については、県への事前の承認を受けて再委託を行うことができる。その際には、10 日前までに承認申請を行うこと。

- ① デザインなど専門的な知識や技術が必要な場合の制作会社等への再委託
- ② イベントを運営するため現地企業または現地に精通する国内企業への再委託
- ③ 広告・宣伝等の広報活動
- ④ 上記①～③に付随するもので、本事業の実施に必要と認められる業務

(2)一括再委託の禁止

委託業務の契約金額の1/2を超える業務、委託業務に係る統括的かつ根幹的な業務に関する再委託は禁止する。

(3)簡易な業務の内容

以下の簡易な業務については、沖縄県の事前の承認を要せずに再委託を行うことができる。

- ① 資料の収集・整理・複写・印刷・製本
- ② 議事録作成、原稿・データの入力及び集計
- ③ イベント実施に係る荷物の輸送
- ④ イベント実施に付随する会場設営、参加者案内等の運営業務
- ⑤ 商談・販促ツール(ポスター、POP、パンフレット、コンテンツ等)の制作
- ⑥ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合に、県と別途協議を行った業務

(4)再委託の相手方の制限

再委託の相手方は、本契約の公募に参加していた者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者を選定することはできない。

(5)その他一般管理費に関する留意事項

再委託とは、契約履行に当たり、委託業務に係る利己の全部又は一部について役務の提供を受けることを意味する。一般管理費の算出方法は次のとおりとする。

<一般管理費の算出(県基準を採用)>
(直接人件費+直接経費-再委託費)×10%以内

10 委託業務の経理について

本委託業務は、業務完了時に契約額の範囲内で業務の実施に要した経費を精算するものであるため、以下の点に留意して経理を行うこと。

- (1) 委託業務が完了した際には、実績報告書を速やかに提出すること。
- (2) 委託業務にかかる支出には、全て、支出額、支出先、支出目的を明らかにする証拠書類(領収証等)が必要であり、精算の際には県がそれらの証拠書類を検査した上で支払うものであること。
- (3) 委託業務にかかる経費については、会計帳簿を備え、他の業務と明確に区分して記載するとともに、常に状況を明らかにしておくこと。
- (4) 委託業務にかかる支出の証拠書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した年度に属する翌年度から5年間、いつでも閲覧に供せるように整理し保管しておくこと。
- (5) 業務委託の実施にあたって、財産の取得は原則として認めない。

11 その他留意事項

- (1) 委託業務の実施にあたっては、本庁担当課及び所管エリアの県海外事務所・委託駐在員と連携を密にし、実施期間中は企画内容に関しても随時意見交換を行うなど、より効果的な取組となるよう努めること。
- (2) 現地出張の際の関係先訪問時は、当該地域を所管する県海外事務所員に同行を求めるとともに、メールでのやりとりの際は本庁担当者及び国内外事務所の担当者を同報(CC)に入れるなど、確実に情報共有を行うこと。
- (3) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約締結時仕様とは異なる場合があること。
- (4) 企画提案書が選定された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではないこと。
- (5) 実施内容については、提案内容をもとに沖縄県との協議・調整により確定するものとし、事業の進捗等に応じた変更が行われることをあらかじめ想定しておくこと。
- (6) 本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書について定めのない事項については、県と受託事業者の双方で協議して解決するものとし、必要な事項は別に定めること。